



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	A Philosophy of Intellectual Property (3)
Author(s)	Drahos, Peter; 山根, 崇邦//訳
Citation	知的財産法政策学研究, 36, 261-291
Issue Date	2011-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/48450
Type	departmental bulletin paper
File Information	IPLPJ36_009.pdf



A Philosophy of Intellectual Property (3)

Peter DRAHOS

山根 崇邦(訳)

— 目 次 —

第1章 序

第2章 知的財産権の正当化：起源に遡って（以上、第34号）

第3章 ロック、労働、知的コモンズ（以上、第35号）

第4章 ヘーゲル：知的財産の精神

序

ヘーゲルと所有

国家、市民社会、知的財産

結論（以上、本号）

第5章 生産的生活における abstract objects：マルクスの議論

第6章 財産、機会、利己主義

第7章 abstract objects の力

第8章 情報の正義

第9章 知的財産権：道具主義に賛成、財産権優越主義に反対

第4章 ヘーゲル：知的財産の精神

序

ロックと同様に、ヘーゲルもまた所有に関して著述している。しかしロックに比べると、ヘーゲルの所有に関する分析や彼の政治哲学は、濃密な形而上学体系の中に組み込まれている度合いがかなり強い。ここではヘーゲルの哲学体系における各部分の複雑な相関関係について説明を展開するつもりはない。それはヘーゲルの解釈者がなすべき事柄である。

所有について論じる場合、ヘーゲルは非常に重要な思想家であって、等閑視することは許されない、とされている。ヘーゲルは「壮大な」思想をもった哲学者である。ヘーゲルの観念論的形而上学は、この世界と、存在、自由、意識、および国家といったその主要な現象について説明することを目的としている。ヘーゲルの哲学が今なお思想の重要な源泉であり、現代のさまざまな理論家に影響を与え続けているのも、まさにヘーゲルが主要な実存主義的問題、形而上学の問題、および社会的問題に理解をもたらす哲学体系の構築に身を捧げたからにほかならない¹。本章のアプローチは、特定の分析対象を説明するにあたり、他では得られない視点を獲得するためにヘーゲルの著作に目を向ける伝統に属するものである。そして、ここで分析対象とされるのは、知的財産という形態をとる財産制度にほかならない。

ヘーゲルは、ロックと異なり、共同体に関する特定の規範構造（例えば、包括的な積極的共同体）を擁護することにはあまり関心を抱いていない。むしろヘーゲルの狙いは、個人の自由が発展していく過程において共同体が果たす役割を明らかにするところにあった。本章の課題は、無体物に係る財産権がその壮大な歴史的旅路において果たすであろう特有の役割や影響を特定することである。こうした目的のために、我々は、個人の意志および国家の発展において積極的に活動しているものとしてヘーゲルが特定した諸システムの中で、所有がどのような役割を果たすのかということに関するヘーゲルの説明に焦点を当てることにする。ヘーゲルには、システムの現象としての所有に関する本格的な分析が存在する。我々が問うべき問題は、この分析が、現代社会の文脈における知的財産の現象に何らかの洞察をもたらすのかどうかということである。我々のヘーゲル解釈は、知的財産が共同体にマイナスの影響を及ぼす可能性があるということを示唆するものである。

¹ このことを示す1つの好例は、マイケル・サンデル、マイケル・ウォルツァーおよびチャールズ・テイラーといった現代の共同体主義論者がヘーゲルの著作から影響を受けていることである。ヘーゲル哲学の現代との関連性についての優れた説明として、C. Taylor, *Hegel and Modern Society* (Cambridge, 1979), chapter 2, sections 6, 7, 8 and chapter 3 を参照。

ヘーゲルによれば、哲学は「理性の探求」である²。しかし、理性的な人間の知は、形象を特定し精緻化することを要求する。実際ヘーゲルは、実在するもののことで頭が一杯で、哲学的知は形象と文脈の統合体に基礎をおくものであるということを看過する人々に対して、激しい非難を浴びせる³。こうした形象への言及は、ヘーゲルがプラトンの形相論、すなわち知識は永遠不変の客観的形相に基礎をおくものであり、世俗的な現実には単に形相の粗末な模倣にすぎないと説く理論を採用したことを示すものではない。ヘーゲルにとってプラトンの形而上学体系に伴う問題は、それが政治哲学を停滞状態にさせる点にある。そこでは、ギリシャ人の倫理生活は静的で一次的なものとして描かれており、客観的で厳格に秩序づけられたプラトンの倫理的政治的世界に不可避免に変化をもたらすであろう、主観的で個人的な衝動を取り込む余地はそこにはない⁴。ヘーゲルは、プラトンが対峙を避けたと彼が黙示的に主張しているもの、すなわち、この世界には変化が存在するという非情な事実に向き合う。いかなる哲学的体系の構造も、そうした事実に関与したものでなければならない。

ヘーゲルの著書『法の哲学』において、変化は次のような一連の移り変わりとなって現れる。すなわち、人格から道徳、道徳から倫理生活、家族から市民社会、市民社会から国家という移り変わりである。人格や道徳などは概念であるが、ヘーゲルにとって概念は次のような特別な強い意味を有している。つまり、概念はその具象化を含むものなのである。概念はこの世界においてその決められた表現と結びつくことで哲学領域に適したものとなる。したがって、ヘーゲルは、哲学は「単なる概念」とは何ら関

² G.W.F. Hegel, *Philosophy of Right* (1821; T.M. Knox tr., Oxford at the Clarendon Press, 1952, 1st ed., 1967 reprint), 10. 以下、ノックス (Knox) の訳本を引用するが、その際、[] を付けて引用する場合には節番号を、[] を付けずに引用する場合には頁番号を表している。〔訳注：引用箇所の出典にあたっては、上妻精＝佐藤康邦＝山田忠彰訳『ヘーゲル全集 9 a・9 b 法の哲学 上巻・下巻』(岩波書店、2000～2001年)、ヘーゲル (藤野渉＝赤沢正敏訳)『法の哲学 I・II』(中公クラシックス、2001年)を参照した。]

³ Id. 2.

⁴ Id. 10.

係するものではないと主張する⁵。ヘーゲルについて社会学的な解釈を行うことは可能である。というのも、ヘーゲルはこの世界における概念の顕在化に関心を寄せているからである⁶。『法の哲学』において、これらの概念は、発展や変化の過程をたどる諸々のシステムの形象となって現れる。ヘーゲルは、思弁哲学の方法により、「権利の理念」にとって重要なシステムの形象についての概要を提示し、その発展の方向性を描きだす⁷。家族は解体されて市民社会と融合するが、市民社会は欲求の体系のように独立かつ相互作用的なシステムから構成されている⁸。要するに、概念は、社会システムの形で現実世界において具象化されているのである。

法哲学の領域においてヘーゲルの所有に関する議論は、それほど多くの支持を受けていない。もっとも、ヘーゲルの哲学体系についての探求は時折みられる。それらは主に、ヘーゲルの議論がどのように所有権の正当化に関係しているのかということを提示しようとするものである⁹。ヘーゲルはときにその特有の人格所有理論、つまりロックの労働所有理論と対置

しうる理論の提唱者であるといわれる¹⁰。芸術作品、演劇作品、文学作品を扱う著作権のような特定の知的財産権の場合、所有権と人格との結びつきは直観的に強いように思われる。したがって、我々を蠢惑してやまない1つの戦略は、少なくとも人格が創作に関わるような知的財産権について正当化する役割を、ヘーゲルの人格理論に担わせることである。

しかし、ここでは、このアプローチは採用しない。その理由は、以下の2つである。第1に、ロックの所有理論とヘーゲルの所有理論との対置は労働対人格という観点から形成されるべきなのかどうかという、重大な問題がある¹¹。神学的なロックにとって、労働と所有とを結びつけることの核心部分は、それによって個人が神の意図を実現することが可能となる点にある。ロックにとって所有は人格に奉仕するものである。一方、ヘーゲルにとって「所有は人格が具象化されたもの」である¹²。そうした具象化は、他者が占有していない物を取得すること、ロックの言葉でいえば共有物から取得することから始まる。ゆえに、両者の理論の相違は所有に関する個別的な説明の子細にあるというよりは、むしろ所有が奉仕する異なった形而上学の体系に存在するといったほうがよいだろう。第2に、ヘーゲルの人格理論を正当化の目的で援用しようとする人々の議論は、彼の哲学が有する批判的な性質が、特に所有に関して強まっていることを見逃す傾向がある。実際には、ヘーゲルは個人の財産所有のうちにある矛盾を見いだしている（すなわち、個人の主観的な意志に従ってある物を私の物とするためには、それをその人の物であるとする共通の意志に他の人が加わる必要がある）¹³。ギリアン・ローズ (Gillian Rose) は次のように述べている。

「ヘーゲルの思想の根本的なパラドクスとは、彼があらゆる所有形態の

⁵ Id. [1].

⁶ ヘーゲルの政治哲学が現代社会学と一定の親和性を有するという鋭い洞察は、Z.A. Pelczynski, 'Hegel's Political Philosophy: Some Thoughts on its Contemporary Relevance' in Z.A. Pelczynski (ed.), *Hegel's Political Philosophy: Problems and Perspectives* (Cambridge, London, 1971), 230, 238 において示されたものである。ライアンは、財産と政治に関するヘーゲルの分析は社会学の観点から解釈することができると主張している。A. Ryan, *Property and Political Theory* (Oxford, New York, 1984), 118-119 を参照。

⁷ ヘーゲルの命題の思弁的解釈の可能性に関する説明として、G. Rose, *Hegel Contra Sociology* (London, 1981), 48-49 を参照。

⁸ G.W.F. Hegel, *Philosophy of Right* (1821; T.M. Knox tr., Oxford at the Clarendon Press, 1952, 1st ed., 1967 reprint), [181] and [187].

⁹ 例えば、J. Hughes, 'The Philosophy of Intellectual Property', 77 *Georgetown Law Journal*, 287 (1988); M.J. Radin, 'Property and Personhood', 34 *Stanford Law Review*, 957 (1982); M. Salter, 'Justifying Private Property Rights: A Message from Hegel's Jurisprudential Writings', 7 *Legal Studies*, 245 (1987) を参照。法理論に対するヘーゲルの近時の影響に関しては、D. Cornell, M. Rosenfeld and D.G. Carlson (eds.), *Hegel and Legal Theory* (New York, London, 1991) を参照。

¹⁰ J. Hughes, 'The Philosophy of Intellectual Property', 77 *Georgetown Law Journal*, 287, 330 (1988).

¹¹ リーヴは、ヘーゲルの理論がロックの系統の議論と結びつけて論じられる場合があることを指摘している。A. Reeve, *Property* (London, 1986), 136-143 を参照。

¹² G.W.F. Hegel, *Philosophy of Right* (1821; T.M. Knox tr., Oxford at the Clarendon Press, 1952, 1st ed., 1967 reprint), [51].

¹³ Id. [71] and [72].

批判者であるにもかかわらず、自由で平等な政治的関係という彼の見解の核心は、所有の概念なしには説明しえないものであり、……したがって、別の所有関係を構築しない限り不完全なものである、というところにある。」¹⁴

本章の残りの記述は2つの節に分かれる。前半の節では、ヘーゲルが知的財産について述べた批評にも触れながら、彼の著作で展開された所有に関する一般論について検討する。所有理論を展開する論者は、ヘーゲルの『法の哲学』における記述を重点的に取り上げる傾向が強いので、我々もこうした慣行に従うことにする。後半の節では、所有に関する一般論をヘーゲルの国家論と結びつけながら分析を行い、そのような分析が知的財産の現象に対してもインプリケーションについて検証することにしたい。

ヘーゲルと所有

『法の哲学』において中心をなすものは、一連の発展的な変化を遂げていく意志という概念である。こうした変化は、社会的諸関係を媒介しない意志から始まり、最終的には国家と世界史の文脈に位置づけられた一般化された意志となる。意志は、自我に関する2つのモーメント、すなわち「自己自身の純粋な思惟」というモーメントと「自我の有限性もしくは特殊化」というモーメントの統合という観点から定義される¹⁵。ヘーゲルは、意志の定義を以下のようにまとめている。いわく、意志とは、

「次のような自我の自己規定のことである。すなわち、自我が自己を自己自身の否定的なものとして、つまり規定され、制限されたものとして定立しながら、同時に、自己のもとに、すなわちその自己との同一性と普遍性のうちにとどまることであり、したがって規定することにおいて、

自己をもつばら自己自身と結びつけているということである。」¹⁶

基本的に、意志は、二つの対照的な次元のうちの1つにおいて明確にされた思考である。ここでいう対照とは、抽象的で普遍的な様式で作用する思考と、個別的に決定された様式で作用する思考との対照である。自己意識を前提とするこれら双方の様式において作用しながら、絶対的な自由を達成することが、意志の果たすべき役割となる¹⁷。ヘーゲルにおいて自由(freedom)という語は、意志主体への制約の欠如というリベラルな意味では用いられていない。意志主体が実現された存在状態、つまり一定の歴史的文脈に位置づけられた存在状態のことを指すとされているのである。ヘーゲルの説明によれば、自由は単に個人に適した制度的取り決めであるだけではなく、個人が歴史のプロセスに、すなわち個人が自由を認識し実現するプロセスに従事することにも関わるものである。そこにおいて意志の役割は、複数の段階で実現される。第一段階では、意志は、自己を人格として認識し、自己を外界に押しつけようとする¹⁸。意志はまた、具体的かつ主観的な道徳性の形で存在して初めて、国家におけるその究極の自由を享受することができる。ヘーゲルの所有に関する主要な説明は、意志が人格となって現れる、意志の発展の第一段階に見いだすことができる。

ヘーゲルにとって精神とは自由のことであり、精神の人格性はその精神がいかなる制約も受けない自己意識をもつことによって始まる¹⁹。こうした普遍的ではあるがありのままの自由の形態は十分なものではない。なぜなら、人格はこの世界においてより一層具体的な存在形態を実現しなければならないからである。このことから所有が登場する。すなわち、人格のより具体的な形態は物件の専有を通して生じるのである。これが物件の専有に対する「絶対的な権利」(absolute right)の存在である²⁰。「精神的な技

¹⁶ Id. [7].

¹⁷ Id. [27].

¹⁸ Id. [39].

¹⁹ Id. [35].

²⁰ Id. [44].

¹⁴ G. Rose, *Hegel Contra Sociology* (London, 1981), 80-81.

¹⁵ G.W.F. Hegel, *Philosophy of Right* (1821; T.M. Knox tr., Oxford at the Clarendon Press, 1952, 1st ed., 1967 reprint), [5] and [6].

量、学問、芸術」といったものも物件のカテゴリーに含まれる²¹。これらの「精神的な占有物」は、いったん外化されると、法的に占有が可能な物件となる。所有に関するこうした主張は、私的所有の存在を肯定する議論として容易に解釈されるだろう。何だかんだいっても結局のところ、ヘーゲルは専有に関する絶対的な権利について語っているのであり、意志は私的所有の客体となると主張しているのだというわけである。しかし、この解釈はヘーゲルの説明的で発展的な視点を見失っている。ヘーゲルは、外的物質世界における精神や意志の始まりに関心を寄せている。人は必然的に外界についての決定を下さなければならない。これは直接性と対立という両方の特徴をもった状況である²²。人格は「外的な世界を自己自身のもものとして」主張することで、この状況から自己を高め始める²³。所有はこうした実現化の過程の第一段階を表している。所有は、人格としての意志が具体的で自由な形態をもつようになる、自由意志の最初の行為の1つである。ヘーゲルにとって所有は、それがいかなるものであれ、通常の欲求や欲望、もしくは渴望を満たすための手段として第一義的に存在するものではない²⁴。所有がそのように思われやすいことをヘーゲルは認めているが、根本的な真実は「所有とは自由の最初の現存在である」というものである²⁵。

ヘーゲルがこのように主張する理由は、彼の意志概念がもう少し明らかにされると、理解がより容易になる。ヘーゲルは私的所有を否定しない。ヘーゲルは、プラトンが『国家』において私的所有を否定することに対して批判的である。所有を否定することは、自由の本質について誤解することである。自由は、主観的要素つまりプラトンの国家が国民に対して認めていない要素を有している。プラトンの国家における国民の自由は、道徳的知恵や客観的知識をもつ人々—いわゆる哲人王 (the Philosopher Kings)—によって認識され、公布された、一連の規則に従うことから生じる客観的

な自由である。ヘーゲルの一貫した主張は、現代国家は主観的自由を認識しなければならないというものである。

主観的自由が実現された場合における所有の役割とは何であろうか。一説によれば、私的所有とは主観的自由の行使を可能にする制度であり、そこにおいて主観的自由は個人の要求や願望を満足させることを意味するものとされてきた²⁶。別の説によれば、所有権の主張をなすことは、人格の発展に寄与するものであるとされる。所有権の主張は他者の承認を求めるものであるところ、そうした承認がもし得られるとすれば、所有権を主張する者の人格の道徳的、社会的側面を発展させることに寄与するというわけである²⁷。しかし、ここではさらなる補足が必要である。なるほど、ヘーゲルにとって、選択や活動の主要な決定要因が法ではなく願望であるような社会生活の領域を明確にするうえで、所有が重要な役割を果たすことは確かである。しかしながら、所有はより根本的な役割をも果たしている。ヘーゲルの議論は、難解な修辭句に覆われているものの、次のようなシンプルなメッセージを伝えている。すなわち、所有というものは、生存が単に生物学的に生き残ることのみならず、一定の社会システムの文脈における生活に対処できることにも関係しているような世界において、個人が生存していくうえで必要不可欠なものであるということである。この世界において生きること、つまり我々が生命力を行使することは、もし我々が生き残ろうとするのであれば、我々に一定の物件を要求する。その1つが所有の蓄積である。私のものとあなたのものという区分は、人格が道徳的に自由な意志をもつ個人または特別な存在として、この世界で然るべき地位を占めるために必要とする区分であるだけでなく、個人がこの世界で成功するために必要とする制度的形象でもある。

ヘーゲルのいう専有に関する絶対的な権利は、絶対的な専有を保障する権利 (rights of absolute appropriation) を含意するものではない。ヘーゲルは、

²¹ Id. [43].

²² Id. [34] and [39].

²³ Id. [39].

²⁴ Id. [45].

²⁵ Ibid.

²⁶ M.B. Foster, *The Political Philosophies of Plato and Hegel* (Oxford at the Clarendon Press, 1935, reprinted 1986), 84 を参照。

²⁷ J. Plamenatz, 'History as the Realization of Freedom' in Z.A. Pelczynski (ed.), *Hegel's Political Philosophy: Problems and Perspectives* (Cambridge, London, 1971), 40-41 を参照。

従前の他の論者と同様に、極度の窮乏にあえぐ個人と「他人の正当な所有」とが衝突するような状況を想定した議論を行い、かかる状況においては「危急存亡の権利」(a right of distress)が存在することを認めている²⁸。窮乏にあえぐ個人は、その生存に必要な資源を手にする権利が与えられるのである。ヘーゲルの議論は単純に、所有の否定が生活の否定を意味するところでは、人はその意志の自由が完全に奪われた状態にあるというものである²⁹。本来、ヘーゲルにとって所有は、非常に道具的な性格を有している。ヘーゲルにとって善 (good) は、「実現された自由であり、世界の絶対的な最終目的である」³⁰。抽象的な所有権はこの目的に従属する。すなわち、抽象的な所有権は独立した有効性をもたないのである³¹。

このようなヘーゲルの所有に関する説明の最初の部分は、個人の人格に対する所有の重要性に焦点を当てたものとなっている。ヘーゲルの説明は人格と所有に関する心理学的な説明のようにみえるが、それは人格と所有についての解釈の講義といったほうが近い。それは、自由意志の精神が、自らを無限であり普遍的であるものと夢想しながら、それを制限する外的現実に立ち向かう方法に関する説明である。そうした制限に対峙する始まりが、所有の始まりとされているのである。

以降、ヘーゲルの権利に関する哲学的な記述が展開するにつれて、彼の所有の説明には重要な変化が生じる。ヘーゲルの視点は、この世界をのぞき込む個人の視点から、この世界におけるパターン化された客観的精神の顕現を考察する哲学者の視点へと変化する³²。こうした視点からみれば所

有は異なった様相を呈するものにみえる。所有は、体系的な性格のものとなり、いまや国家や市民社会との機能的な結びつきを通して理解されるものとなる。所有に関するヘーゲルの分析は、現代の用語でいうところの社会学的分析へと変化する。人格は所有概念を必要とするものであるので、他者の存在は、所有概念が個人の心理において果たす役割に加えて、さらにもう1つ、別の役割を担わなければならないということを意味している。こうして所有は単なる人格の拡張ではなくなり、契約の対象となる³³。契約法は必然的に国家を呼び寄せるために、所有は人格と国家の相互作用の対象となるのである。

ヘーゲルは、自由な精神は、どのようなものでも物件というカテゴリーに入れ込むことができると考える。所有の対象となりえる物件となりえない物件についての事前の決定は存在しない。人格は世界中に自由に拡張することができるものとされている。したがって、動物、DNA断片、あるいは植物新品種の特許は、すべて潜在的に専有することができる物件に関わるものとされることになる。ヘーゲルにおいては、そのような展開に反対する明確な規範的な論拠は存在しない。単にそうした性質が叙述されているにすぎないのである。意志が占有することを選択したものは何であれ、すべて所有の対象となる。もっとも、当該物件の性質は占有の有効性を決定することができる。例えば、食料のような物件は完全に専有することができる一方、元素のような物件は専有することができない。物件の支配は、占有するという意味においては、常に不完全なものとなる性質を有しているとヘーゲルは考える³⁴。我々が、どの程度、必要とされる知識や装備を有しており、どの程度、狡猾に振る舞うものであり、どの程度、抜け目なく行動するのかということもまた、占有の活性化の度合いを左右する³⁵。狡猾な心に主導された高度に科学的／技術的な社会の下では、占有から逃れられるものなどほとんどないであろう。

Society (Cambridge, 1979), 89 を参照。

²⁸ G.W.F. Hegel, *Philosophy of Right* (1821; T.M. Knox tr., Oxford at the Clarendon Press, 1952, 1st ed., 1967 reprint), [127].

²⁸ G.W.F. Hegel, *Philosophy of Right* (1821; T.M. Knox tr., Oxford at the Clarendon Press, 1952, 1st ed., 1967 reprint), [127].

²⁹ Id., Additions, 252-253.

³⁰ Id. [129].

³¹ Id. [131].

³² 客観的精神の概念はヘーゲルの哲学において中核をなすものである。リーデルは、客観的精神という用語の多義性を特定している。その1つは、非統合的な主体集団に共通してみられる、超個人的な、主観を超越した精神というものである。M. Reidel, *Between Tradition and Revolution* (W. Right tr., Cambridge, 1984), 3 を参照。同概念に関する別の考え方は、客観的精神は、諸個人が自己の共同体を認識するための極めて重要な慣行と制度を反映しているというものである。C. Taylor, *Hegel and Modern*

³⁴ Id. [52].

³⁵ Ibid.

所有は意志の産物であるため、意志の行為を通じて放棄したり譲渡したりすることが可能である³⁶。しかしながら、その物件は「その本性において外的な物」でなければならないという但書きが存在する³⁷。この但書きは、そのすぐ後に続く、「私に完全に固有な人格および私の自己意識の普遍的な本質をなすような財や、実体的な諸規定、すなわち、私の人格性一般、私の普遍的な意思の自由、倫理、宗教といったものは、譲渡されえないのであり、同様にまたこれらに対する権利も時効にかからないのである。」³⁸というヘーゲルの主張を支持する役割を果たすものである。このことは、ロックがプロパティを生活や自由を含むものとして広い意味で使用することとおおよそパラレルに捉えることができる。ヘーゲルにとって、人格は自己に帰属するものである。自己を所有することは自己発展の過程を通して生じる³⁹。自由かつ自己決定主体としての自己という概念（ここでは、潜在的な意味での自己を表すために使われている）は、意識的な自己発展を通して現実のものとなる。しかしながら、自己所有は必然的なものではない。精神は自由なものであるため、その潜在性をいかに発揮するところにはまでは至らないかもしれない。さらにいえば、人格は譲渡されうるものであるかもしれない⁴⁰。（ヘーゲルにとって、本来的に外的ではないものも譲渡可能であるように思われる。）同様に、ヘーゲルにとって、知性、道徳、理性もまた、他者に自己の行為を支配することを認めることで譲渡可能となる。人格とその元来の特性を取り戻すためには、人格を外的なものとし、他者による占有を可能とするような行動をまさに否定することが必要となるのである。

このことに関するヘーゲルの議論は、個人の意志と人格を取り戻す能力に基礎をおくものである。ヘーゲルにとって人格の譲渡が可能となるのは、意志に基づく場合か、おそらくは力による場合—奴隷はその一例である—のどちらかである。いずれの場合においても、個人は外化プロセスについ

ての知識を有している。ハイテク社会は別の可能性を提起する。コンピュータ技術を通じて個人情報のプールを行い、特定の人物に関する人格プロフィール、すなわち広範な用途に供することができる一種の電子的分身（*electronic doppelgänger*）を作成することが可能なのである。こうした電子的分身は、それに関わる個人が知識やコントロールをほとんど有していない外化である。ヘーゲルの視点からみたこのことのインプリケーションは単純明快である。つまりそれは自由の喪失を意味するのである。少なくとも潜在的には、もしこの電子的分身が我々の社会制度において我々自身と制度との間の諸関係を媒介するようになれば、我々の人格は専有の対象となるだろう。つまり、我々の人格のコントロールはもはや我々のものではなくるのである。繰り返しになるが、ヘーゲルの議論の明確なインプリケーションは、所有は生存ないし防衛メカニズムの役割を果たしているということである。他者が同様のことを行わないように、また他者にその決定や自己発展の権限を奪われないようにするために、自由意志の精神は人格を含むこの世界の物件を占有するのである。

「所有は人格の現存在である」というヘーゲルの主張は、一部の論者に対しヘーゲル理論と芸術的な対象とを結びつけるように仕向けた。それは極めて蠱惑的な道程である。例えば、ヒューズ（Hughes）は、詩、物語、小説、音楽作品は「人格にとって自然な媒体」であるのに対し、「特許、半導体チップのマスク、技術的な営業秘密」のような物は、個人の人格の顕現といえるほど明白ではないと主張する⁴¹。この議論は、人格のある種の本質をさまざまな程度で対象に「注入される」ものとして解釈している。

この議論の1つの問題は、説明ではなく正当化こそが、ヘーゲルの主要な目的であると捉えていることである。しかしながら、これまでみてきたように、所有—あらゆる所有—は、人格がこの世界において顕現し始める方法に関する説明の一部である。この目的を達成するために、個人は、「どんな物件のうちにも自己の意志を」おくことができる権利を保有する⁴²。

³⁶ Id. [64] and [65].

³⁷ Id. [65].

³⁸ Id. [66].

³⁹ Id. [57].

⁴⁰ Id. [66].

⁴¹ J. Hughes, 'The Philosophy of Intellectual Property', 77 *Georgetown Law Journal*, 287, 340-341 (1988).

⁴² G.W.F. Hegel, *Philosophy of Right* (1821; T.M. Knox tr., Oxford at the Clarendon Press, 1952, 1st ed., 1967 reprint), [44].

この過程に関するヘーゲルの説明は、高度に機能的なものである。意志はさまざまな制約を受けながら、この世界において自我を見だし、かつ決断を下さなければならない。所有は最初の段階では生存のためのメカニズムとなる。芸術的な形象や対象は、この点において何ら特権的な地位を有さない。芸術的な形象を課すことは、我々が物件を占有するための1つの手段にすぎない⁴³。少なくともヘーゲルにとって、人格は、芸術家や他のクリエイターに対して特別な権利をもたらすスプリングボードではない。したがって、ヘーゲルの所有に関する分析は、著作権の権利という制度に対する有力な批判となりうるものなのである。

コピライト (copyright) という言葉は、歴史的にいえば、著作権者が自己の著作物の保護において有する利益は経済的な利益つまり所有者の利益一であるということを前提とした立法システムを指す用語である。ヨーロッパの私法制度は長年、著作権者の利益という広範な概念で作動する立法システムを発展させてきた。そこでは、著作権者は、創作者としてのみならず、所有者としても、自己の著作物と関係を有するものと考えられた。このことは実際上も影響を及ぼし、ヨーロッパの制度は、著作権者が「著作物の創作者であることを主張する権利および著作物の変更、切除その他の改変または著作物に対するその他の侵害で自己の名誉または声望を害する恐れのあるものに対して異議を申し立てる権利」のような権利を発展させ始めたのである⁴⁴。著作権者の権利におけるこうした特有の法学的転回をもたらす哲学的基礎を提供した主要な思想家の一人が、カントであるといわれている⁴⁵。著作権に関するカントの具体的な提言内容は、著作権者は自己の人格に基づいて自己の著作物に対する権利を享受するというものであ

った。カントの言葉によれば、著作権者の権利は「自己の人格に固有の、生得的な権利」なのである⁴⁶。

カントが人格と著作権者の権利の性質の関係について語るところはそれほど多いわけではないが、カントの議論は後に一部のドイツの研究者らによって取り上げられ、著作権者の権利に関する法理論を明確化し擁護するために用いられることとなった⁴⁷。著作権者人格権について論じる法学文献の蓄積には膨大なものがあるが、それにもかかわらず、著作権者の権利の法理論に対する一般的な哲学的評価に関心を向けるものは少ない。例えば、著作権者の権利が広い意味でのカントのメタ倫理学体系とどのように適合するのかということは明確ではない。なぜなら、カントの体系は、その形式的な普遍化の原則を通じて、道徳主体による手前勝手な議論の可能性を回避しようとする体系だからである。

ともあれ、所有権と人格の結びつきに関するヘーゲルの分析は、カント流の人格基底的な著作権者人格権の正当化に対して、いくつかの問題を提起する。著作権者の権利のカント的正当化において、それらの権利は、著作権者が著作物の命運を左右しうる請求権としてみなされる。なぜなら、当該請求権は、単に著作物に対する請求権であるのみならず、著作権者の人格の保護に対する請求権でもあるからだ。著作権者の著作物は自己のアイディアの表現であると同時に、人格の表現でもあるのである。そうした見解をとることの帰結は、著作権者が特別な権利の集合を享受するというものである。

⁴⁶ Kant, 'Von der Unrechtmäßigkeit des Büchernachdruckes' cited in S. Strömholm, 'Droit Moral – The International and Comparative Scene from a Scandinavian Viewpoint', 14 *International Review of Industrial Property and Copyright Law*, 1, 11 (1983) を参照。カントが「書籍とは何か」という問題について議論を展開している。I. Kant, *The Metaphysics of Morals* (M.J. Gregor tr., Cambridge, 1991), 106-107 も参照。

⁴⁷ ヨーロッパの文献の一端をサーベイしながら議論を展開する論文として、A.S. Katz, 'The Doctrine of Moral Right and American Copyright Law – A Proposal', 24 *Southern California Law Review*, 1 (1951); E.J. Damich, 'The Right of Personality: A Common-Law Basis for the Protection of the Moral Rights of Authors', 23 *Georgia Law Review*, 1 (1988) を参照。ヨーロッパの文献の一例として、S. Ricketson, *The Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works: 1886-1986* (London, 1987), 456, fn. 435 も参照。

⁴³ Id. [4] and [56].

⁴⁴ 本文で引用したものは、ベルヌ条約 6 条の 2 の文言である。そこに規定された権利は、著作権者人格権の本質的な核心部分を構成するものである。これらの権利の歴史およびそのベルヌ条約上の地位に関しては、S. Ricketson, *The Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works: 1886-1986* (London, 1987), 455-476 を参照。

⁴⁵ S. Strömholm, 'Droit Moral – The International and Comparative Scene from a Scandinavian Viewpoint', 14 *International Review of Industrial Property and Copyright Law*, 1, 11 (1983) を参照。

より挑発的な言い方をすれば、あるクラスの人格（著者、アーティスト）は、財産を所有する他の道徳主体においては手にすることができないような請求権を獲得するということである。自動車の熱狂的な愛好者がいかに古い車の修復にその人格を「注入する」としても、いったんその車を売却した後は、その車に対する道徳的権利を手にはしないからである。ここまでみてきたように、ヘーゲルの議論は、私的所有は人格がこの世界において自我を実現する過程の重要な一部であるというものである。ヘーゲルは、一部の人格がこうした過程を通じて特別な権利を獲得するといった類のことは何ら示唆していない。それでは、一体なぜ著作権法は芸術的な人格に対して特別な権利を認める必要があるのだろうか。氏名表示権や同一性保持権は重要な著作物の保護に寄与するという回答、それらの権利はユニークで独特な著作物（したがって経済的価値のより大きな著作物）の創出を刺激するのに寄与するという回答、およびそれらの権利は社会の文化的記録の正確性を保存するのに寄与するという回答は、いずれも、芸術的人格にとっての著作物の重要性に焦点を当てた回答には実際にはなっていない。確かに、そうした回答は、著作者の人格的権利が芸術の生産や保存といった他の目標に奉仕するために重要であるということを確認している。しかし、これは人格の本質的な重要性に基礎をおいた正当化ではない。カント流の言葉を用いれば、それは著作者の人格の保護を、他の目的を達成するための重要な手段として取り扱うものである。我々が始めた問いはまだ残っている。芸術的人格について、その人格に特有の権利を正当化するものは一体何であろうか。所有の役割に関するヘーゲルの分析の文脈で考えてみると、著作者の人格が単純にこれらの権利を発生させるという答えは、当初よりもはるかに問題を孕んだものとなる。ヘーゲルの体系において所有は、それが物質的なものであれ、抽象的なものであれ、この世界の人格の生存や繁栄にとって等しく重要なものである。著者と書籍というテーマについてのカントの短いコメントは、こうした特別な権利を取得することができるのは著者（そしておそらくはアーティスト）のみであったということを示唆している。同じく無体物を生み出す科学者や発明者には、人格的権利による報酬は与えられなかったのである。同様に、特許法においても著作者の権利の伝統は存在しない。我々は一体いかなる根拠に基づいて、有体物を生み出す人々や、あるいはさまざまな種類の無

体物を生み出す人々を分け隔てることができるのであろうか。我々はそのような区別をなすうえで、一部の人々の貢献を低く評価し、他の人々の貢献を高く評価しているのではなかろうか。つまり一部の創作者の主観的自由は、他の創作者や創作者として承認されていない人々の主観的自由よりも高く評価されることになるというわけである。所有に関するヘーゲルの体系的な説明は、一般に認識されているよりも深刻で重大な難題を著作者の権利の法理論に対して突きつけるものといえる。

ヘーゲルは、知的財産権をテーマとしていくつかの考察をなしている。我々に「固有」のものである精神の産物は、外化されることにより、他者によって生産されることになるかもしれない⁴⁸。ヘーゲルは、このことを問題とは考えておらず、むしろ望ましいこととみなしている。個人は、書物であれ発明であれ、外化された思考を占有することによって、「同じように自己を外化、表現したり、同様の物件を数多く作りだしたりする普遍的な方式」とめぐりあうからである⁴⁹。

むしろ、ヘーゲルは、古典的功利主義の道をたどっているようにみえる。科学や芸術を進歩させる最善の方法は窃盗から科学者や芸術家を守ることであると示唆しているからである。彼は同時に、この解決方法に随伴する潜在的な問題に敏感に反応する。ヘーゲルにとって知的生産物の目的の全体は、そうした知的生産物が他者に承認されること、つまりそれらが他者の学習の基礎となることである。この他者による承認（おそらくは再認知）は、従前の思考様式、つまりアクセス可能なアイディアに依存している。「確立した思考」は知識伝達の社会的プロセスにおいて再加工され、新たな個人的形態が与えられる。いつなんどきでも、個人は、この知識のストックについての個人的で漸進的な貢献や修正に関与している。既存の知識の形態は、さまざまな世代の個人によって改訂され、そうして他者の利益のために伝播やおそらくは発展がなされることになる。たとえ一時的にであるにせよ、個人はどの程度までこの知識の流れを専有し、これらの再加工された形態に対する所有権を主張することができるのだろうか。へ

⁴⁸ G.W.F. Hegel, *Philosophy of Right* (1821; T.M. Knox tr., Oxford at the Clarendon Press, 1952, 1st ed., 1967 reprint), [68].

⁴⁹ Ibid.

ーゲルは、この問題に答えるための「精確な決定原理」は存在しないと考える⁵⁰。そうするとおそらく共同体は、経験を通じて、その知的制度が他者や将来の世代の学習のニーズに確実に応えることができるよう、当該知的制度内に法的な限界を作出していかなければならないように思われる。ヘーゲルをこのように分析する場合には、知的コモンズの重要性が認識されることになるのである。

以上が知的財産権のテーマに関するヘーゲルの直接的な記述のすべてである。しかし次節でみるように、ヘーゲルの国家論は、我々が知的財産の本質的役割および知的財産権が共同体にもたらす恐れのある危険性について理解するのに資するところがある。

国家、市民社会、知的財産

国家の概念は、依然としてヘーゲルの政治哲学に関する最も複雑で、かつ激しい批判にさらされている部分の1つである⁵¹。ヘーゲルの国家概念に関する我々のここでの関心は、必然的に所有との関連性に限られる。

自由に関する1つの伝統的な考え方は、(とりわけ) ホッブスやロックと結びついたものであり、個人の主観的自由は国家の外で見いだされるというものである。自然状態における不安定で不安に満ちた生活に表されるように、このような自由の代償は極めて高いものである。国家の創設は自由への制約を伴うが、生活はより安全で確実なものとなる。それとは対照的に、ヘーゲルにとって国家は、個人が獲得することのできる自由の最高の形象を表す。個人は、もはや自己を、さまざまな制約に直面しつつも自由な意思を有する当事者としての状態を指し示す抽象的自由の観点からは認識しておらず、むしろ制約を、義務の形をとる客観的自由の一形態とみなしている。主観的自由意志と人格から始まる潜在的な存在は、国家において具体的な現存在となるのである⁵²。

⁵⁰ Id. [69].

⁵¹ ヘーゲルの国家論に関する多くの誤解を解き明かす文献として、S. Avineri, *Hegel's Theory of the Modern State* (Cambridge at the University Press, 1972) を参照。

⁵² G.W.F. Hegel, *Philosophy of Right* (1821; T.M. Knox tr., Oxford at the Clarendon Press,

ペルチンスキー (Pelczynski) が主張しているように、ヘーゲルにおける国家には3つの側面がある。それは市民社会、狭義の政治的国家、そして政治的国家である⁵³。市民社会は、マルクスにおけるそれよりも一層複雑な概念である。マルクスにおいて市民社会は、ビジネス界における個人間の競争的、敵対的関係のことを指す。これに対し、ヘーゲルにとって市民社会は、自己本位の個人主義を伴う諸関係のみならず、こうした諸関係を支える組織的かつ法的なインフラをも包含する。このインフラはその拠り所となるものを必要とするが、ヘーゲルの用語でいえば、それが狭義の政治的国家なのである。

政治的国家は、曖昧ではあるが非常に重要なヘーゲルの国家概念の一部である。それが曖昧である理由は、ペルチンスキーの主張によれば、第3の独立した国家概念を提示しているということをヘーゲルが明確にしていなかったからである。この概念は道徳的な重要性で満ちあふれている。それは、『倫理生活』によって浸透され、『倫理的秩序』もしくは『倫理的共同体』を形成する限りにおいて独立の、政治的、『市民的』に組織された国の全住民」を意味する⁵⁴。この政治的国家の概念にとって極めて重要なものは、倫理生活 (*Sittlichkeit*) という概念である⁵⁵。この概念は、ギリシャのポリスという概念にその起源を有する。倫理生活は、一連の共通の価値観を含意するが、その一方で、一定の共同体の生活に対する特殊な態度とアプローチ、つまり共同体の日常生活や現実の出来事となって現れる共同体精神をも包含する。

ヘーゲルは、ロックと同様に、市民の所有物を守る任務を国家に割り当てている。国家の機能は、個人の所有権の主張を認識し、彼らのそうした主張を保障する法を規定することである。『ドイツ憲法論』と題する論文

1952, 1st ed., 1967 reprint), [151].

⁵³ Z.A. Pelczynski, 'The Hegelian Conception of the State' in Z.A. Pelczynski (ed.), *Hegel's Political Philosophy: Problems and Perspectives* (Cambridge, London, 1971), 1-29.

⁵⁴ Id. 13. [訳注: 引用箇所の訳出にあたっては、Z. A. ペルチンスキー (藤原保信訳) 「ヘーゲルの国家概念」同編 (藤原保信ほか訳) 『ヘーゲルの政治哲学—課題と展望— (新装版)』 (御茶の水書房、1989年) を参照した。]

⁵⁵ C. Taylor, *Hegel and Modern Society* (Cambridge, 1979), 83.

において、ヘーゲルは、「ひとつの人間集団は、その所有物の全体を共同して防衛するように結合されているときにのみ、国家と称することができる。」と述べている⁵⁶。しかしながら、ヘーゲルは著書『法の哲学』において、おそらくその弁証法的方法のおかげで、その国家に関する分析を多数のリベラルな思想家たちよりも奥行きのあるものに行っている。ヘーゲルにとって国家は、政治、市民、倫理という3つのサブシステムの混合物である。これら3つのシステムは、近代国家の強みの基盤である一種の緊張関係を保ったままとまりにおいて作用する。市民社会は、強力な個人主義に付随する危険な主観性を表すのに対し、倫理は、共同体やその公共倫理、態度によってそうした主観性を閉じ込めることを表している。これら相反する力を法的、制度的枠組みの中で統合することが、ヘーゲルにとって国家の成功の秘訣であった。

国家の安定は、これら3つのシステムがそれぞれ他のシステムを支配することなく、その機能を果たすことにかかっている。市民社会あるいはその構成要素の一部が、政治的国家を支配するようになるかもしれないという可能性について、ヘーゲルはとりわけ敏感であった。ヘーゲルは、市民社会の個人主義に、倫理生活ひいては共同体の潜在的な破滅を見だしていた。

ここでの我々の関心は、国家の政治構造に関するヘーゲルの提言にはない。むしろヘーゲルの議論が所有に対してもつインプリケーションに関心がある。市民社会においては、例えば裁判所や警察といった、所有物の安全性の確保に必要な制度をみつけることができる。我々はまた、私的所有が市民社会における個人の人格的發展にとって極めて重要な機能を果たすものであるということもみてきた。しかし、ヘーゲルにとって所有は、相対する勢力を具象化する制度でもあるように見える。ヘーゲルは、カントの普遍化原則に依拠して私的所有の主張にかかる道徳性を確立することは、論理的に困難であると考えている⁵⁷。ヘーゲルによれば、所有は普

遍性に対立するものであるが、もし所有が普遍性と同等のものとみなされる場合には、所有は普遍性にとって代わられることになる⁵⁸。

ヘーゲルにとって私的所有の存在は、国家の倫理的次元において交流する人々の間で生みだされる普遍的な紐帯に決定的に依存する。自己の所有物の安全性は、一般市民が国家の倫理生活の一部をなす理想に沿った行動をとるかどうかにかかっている。このことが達成されたとすれば、市民社会の文脈において、私は自己に関わる事柄を追求する真の自由を手にする。市民社会には危険な側面もある。なぜなら、市民社会においては、主観的な衝動に統治の自由が与えられているからである。ヘーゲルは、この主観的な衝動が自由や国家そのものを脅かす侵略的勢力になりうるということに十分に気がついていた⁵⁹。

「言うまでもなく、ある国民にあつて、国家を主宰する人々の選挙のうちに、個人的利害や汚らしい金銭的利益が有力なものとして入り込むや、このような状態が、その国民の政治的自由の必然的な喪失、その憲法そして国家そのものの没落を前触れするものとしてみなされえんということは、実用的歴史家たちの間でかなり共通した見解である。」

裕福な人々や資産を保有する人々の利益団体は、ヘーゲルの国家において正統性を有するものであるが、国家の公権力がこれらの団体や他のいかなる利益団体の私的な所有物となるといったことは起こりえなかった⁶⁰。市民社会に潜んでいる危険は、市民社会が国家の倫理生活を剥奪もしくは弱体化させる可能性があるということである。市民社会を共同体たらしめ

in Moral Philosophy, and Its Relation to the Positive Sciences of Law' (1802, 1803; T.M. Knox tr., University of Pennsylvania Press, 1975), 77-80 を参照。

⁵⁸ Id. 79.

⁵⁹ Hegel, 'The English Reform Bill' in *Hegel's Political Writings* (T.M. Knox tr., Oxford at the Clarendon Press, 1964), 297. [訳注：引用箇所の出典にあたっては、ヘーゲル（上妻精訳）「イギリス選挙法改正法案について」『政治論文集（下）』（岩波文庫、1967年）を参照した。]

⁶⁰ Z.A. Pelczynski, 'An Introductory Essay' in *Hegel's Political Writings* (T.M. Knox tr., Oxford at the Clarendon Press, 1964), 49, note 2.

⁵⁶ Hegel, 'The German Constitution' in *Hegel's Political Writings* (T.M. Knox tr., Oxford at the Clarendon Press, 1964), 153. [訳注：引用箇所の出典にあたっては、ヘーゲル（金子武蔵訳）「ドイツ憲法論」『政治論文集（上）』（岩波文庫、1967年）を参照した。]

⁵⁷ ヘーゲルの論文、G.W.F. Hegel, 'The Scientific Ways of Treating Natural Law, Its Place

るのは国家の倫理生活にほかならない。ここまでは、ヘーゲルの理論から明らかに導ける帰結である。しかし、共同体に危険をもたらす根源的な要因が市民社会の所有の追求から生じるということまで、その理論から導出することができるのかということに関しては、それほど明確ではない。国家は市民社会の構成員としての諸個人に奉仕するという極めて明示的な役割を有するものであるが、しかし同時に、ヘーゲルにとって、国家は国家の倫理生活を維持するという義務を負うものでもある。個人の所有権の主張につきものの主観主義を満足することは、国家が単に市民社会の言いなりの機関になりさがるといった危険を冒すものであり、ヘーゲルにとって、そのような国家における市民社会の優位性を認めることは、破滅的な結果をもたらすものである。

知的財産権は、その性質と形象を通じて、市民社会が政治的国家に及ぼす圧力を増大させる役割を果たす。その理由は単純である。個人は、無体物を独占的に支配することによって得られる戦略的なビジネス上の優位性を認識し始めるからである。こうした認識に基づいて、無体物に係る財産権を確保するための競争が始まる。市民社会が知的財産を意識するようになるわけである。無体物は脆弱であるので、無体物に最も依存した市民社会の構成要素は、新たな知的財産の保護形態を創出するよう、国家に対し多大な圧力をかけるようになる。このプロセスはまた、国際的な側面も有する。知的財産の個々の所有者は、国内のみならず、国際市場における知的財産権の取引という文脈においても、その財産の安全性の確保を要求する⁶¹。個人は世界市場や地域市場において活動を展開するため、自己の利益を保護する個人の能力には限界がある。自然な解決策は、強力な国家の諸機関に頼り、その意志決定過程に影響力を及ぼして、国際的な財産権の制度を実現することである⁶²。

⁶¹ 国際ビジネスにおける関心を示す例として、*Basic Framework of GATT Provisions on Intellectual Property*, Statement of Views of the European, Japanese and United States Business Communities, June, 1988, The Intellectual Property Committee, Keidanren, UNICE を参照。

⁶² このことの実現過程に関するストーリーについては、P. Drahos, 'Global Property Rights in Information: The Story of TRIPS at the GATT', 13 *Prometheus*, 6 (1995) を参照。

このように無体物に財産権を創設しエンフォースする過程の帰結として、市民社会と政治社会の間の相互浸透性が高まるようになる。無体物に法に基づく特権を作り出す過程は、市民社会と政治的国家の構成要素の統合を促進する。この点についてヘーゲルがどのような見解を示すかということは明確にはわからない。したがって、国家において特権に基づく所有形態が増加することのインプリケーションに関して我々が述べることは、必然的に推測的なものである。ヘーゲルの政治論文集から明確に読み取れるメッセージは、国家は特権の創設者や守護者であるべきではないということである。しかしこれはまさに、国家が市民社会の一部の財産利益を擁護し始める際に、国家が冒す危険そのものである。明らかに、国家にはその市民の財産を保護するという重要な役割が存在するが、これは、国家は財産保有に係る利益の奉仕者であるべきだという主張とは根本的に異なる命題である。政治的国家が市民社会の財産的要素のとりこになることの危険性は、ヘーゲルの言葉でいえば、そのような事態が自国の倫理生活を守る国家の能力を毀損するところにある。個人が共同体のより大きな倫理生活に参加することは、個人の自由を追求する道程の最終段階である。しかし、市民社会が国家に対して選ばれた一部の財産利益の保護を強要するような状況においては、共同体の倫理生活は、集団的道德に取って代わられる危険性がある。個人は、国家の頂上に到達すると、その属している広範な共同体生活ではなく、狭い集団的道德をみつける。それが財産所有者集団の道德である。マルクスの階級道具的な道德分析は、我々のヘーゲル理解に基づけば、ヘーゲルの体系に暗示されているといえる。いったん市民社会が国家を自己のために利用するようになると、倫理 (*Sittlichkeit*) は財産保有者の自己利益の餌食となるからである。

国家と所有に関するヘーゲルの分析はまた、知的財産権についていえば、別の懸念すべき可能性を示唆している。すなわち、知的財産権の発展は、貧困や経済発展の問題を改善するどころか悪化させるかもしれないということである。所有は、抽象的権利のレベルでは個人と物件の関係であるが、市民社会においては、個人と個人の、公式に定立された承認関係となる⁶³。

⁶³ G.W.F. Hegel, *Philosophy of Right* (1821; T.M. Knox tr., Oxford at the Clarendon Press, 1952, 1st ed., 1967 reprint), [217].

ヘーゲルの市民社会に関する描写は依然として全く機能的である。あるレベルでは、市民社会は欲求の体系として描かれている。市民社会において個人は、「個人の生存と福利と法的現存在が、万人の生存と福利と権利の中に編み込まれている」ような「全面的依存性」を特徴とする社会的存在を有するものとされる⁶⁴。市民社会のこの段階に関するヘーゲルの記述は、規範的な面に特に訴えかけているわけではない。個人は無数の自己発展の可能性を有しており、これらの可能性を追求することは単純に「新しい欲求を限りなく呼び起こす」とされているにとどまる⁶⁵。欲求は自己生産的なプロセスの一部であり、そこにおいては、欲求を実現する手段はさらなる欲求と手段に再分割されるのであるが、そのプロセスの全体は、平等な実現に対する欲求とともに、同時に発生する、個々が他と異なるものたりえたいという欲求によって駆り立てられるのである。欲求を実現する物件は、他者の意志の外的生産物である。市民社会において、これらの主観的意志の個々の生産物は財産として承認されることになる。財産は、主観的な法以前の存在を有するものから、法的な存在形式を有するものへと移行する。所有権は、法の形で定立されたものであるため、個人を承認する形態の一部となる。いったん法が定立されたものとしての特徴を帯びると、個人のレベルでは抽象的なものであった権利が、決定された形象、つまり個々の問題への適用を通じて内容面についてより大きな決定力をもちうるような形象となる⁶⁶。そうして市民社会は、欲求の体系と、財産が他者による公式の承認および物件における個人の意志の具象化を構成するような法体系とを、機能的に結びつけたものとなる。

ヘーゲルの分析は、貧困が市民社会における欲求の体系の必然的な副産物であることを示しているように思われる。欲求と手段の再生産は、果てしなく続きうる過程である⁶⁷。欲求がますます特殊性を帯び分割されることは、機能的な反応つまり労働の分割を生み出す⁶⁸。階級制度も出現する。

⁶⁴ Id. [183].

⁶⁵ Id. [185].

⁶⁶ Id. [213].

⁶⁷ Id. [195].

⁶⁸ Id. [198].

この制度において個人が生存し発展するかどうかは、とりわけ人の能力、つまりヘーゲルが論じるころの生まれつき不均等に配分されているものによって左右される。もし妨げられることなく発展するとすれば、市民社会は、より多くの欲求が満足を求めて生みだされるという意味において、より複雑なものとなる。しかしながら、ヘーゲルは同時に「依存性と窮乏の無限の増殖」を主張する⁶⁹。窮乏者（つまり必要不可欠な生存能力を欠いた人々）の欲求の実現は、次の2つの理由から妨げられている。第1に、実現対象となりうる物件は既に他者の財産となっている。（おそらく極端なケースでは、危急存亡の権利が作動するだろう。）第2に、今日、財産の取得は契約に基づいており、占有のような原始取得の態様による欲求の実現は、「単に個々の偶然性の契機」にすぎないのである⁷⁰。いくぶん逆説的ではあるが、市民社会の制度の複雑性は、もし抑制を受けないとすれば、貧困を生み出すと同時に、贅沢や富をも生み出すのである。

この問題に対する解決策は容易には導けない。国家機関や公共団体は個人的な慈善とともに、窮乏者を救済することができる⁷¹。ヘーゲルの貧困についての議論には、ある種の殺伐とした荒涼感が漂う。ヘーゲルは、市民社会の文脈における貧困の問題は、それが過剰生産によってもたらされるという点において構造的なものであると仄めかしているが、市民社会はその外部に市場を探し求めがちであるということ以外、この問題に対して何らの解決策も見いだしていない⁷²。

ヘーゲルの分析に暗示されていることは、市民社会における個人の実現可能性は公式の所有関係によって決まるということである。このことには消極的な面と積極的な面とが存在する。積極的な面は、公式の所有関係が存在するということが、物件における自己の意志の具象化が承認されていることを意味するということである。消極的な面は、公式の所有権の承認パターンが私の可能性を制限するものとなりうるということである。社会システムにおいて他者が個人的な財産関係のマトリックスに加えて所有

⁶⁹ Id. [195].

⁷⁰ Id. [217].

⁷¹ Id. [241] and [242].

⁷² Id. [245] and [246].

権を有しているということは、一部の物件は私の意志が及ばないところにおかれているということを意味する。合意を通じて他者の財産を獲得することができる点で、契約は所有権のこうした制限的な側面を克服することが可能である⁷³。しかしながら、基本的な点は依然として変わらない。所有は、消極的および積極的な方法で、個人および共同体の発展可能性を左右する。知的財産は所有権の範囲をほとんど無限の対象にまで拡大することを意味しており、実際、例えば科学的アイディア、芸術、自然界に存在する遺伝子コードについては、これらすべてが、絶えず拡大し続ける知的財産の領域に取り込まれるに至っているのである。このような拡大傾向が行き着く先は計り知れない。ヘーゲルの市民社会における所有権の体系的説明に基づけば、将来の見通しは否定的なものとなるであろう。第2章で検討したように、無体物に係る財産権は、有体物の利用を制限する所有者の能力を増大させる。人格によって直接占有することができる物件から取りだされる対象が増えれば増えるほど、アクセスを得るための契約メカニズムに個人が依存する度合いは一層大きなものとなる。契約が市民社会の原子論的環境において作用する場合、それが不均衡な財産分配を改善する可能性はほとんどない。貧しい人々は、自分たちが財産のより公平な分配を受けるための方法について交渉をすることができないだけでなく、財産への公正なアクセスや利用について協議することさえできそうにない。市民社会は、自然発生的な欲求の体系を通じて、より高い生産レベルに到達するけれども、ますます多くの生産によって生みだされる対象が所有権によって守られることになるので、当該生産がもたらす利益へのアクセス機会を実現することは、ますます困難となるのである。

知的財産権は、人格に対して、この世界への人格の拡張能力を質的に変化させる可能性をもたらす。アイディアや知識もしくはあらゆる形態の情報、土地や動産がなしえないような方法で世界中に流通する。無体物に財産法を設定することによって、ヘーゲル哲学の言葉でいえば、人格というものが、想像を絶するような態様で有体物の生産や分配を独占的に支配することが可能となる。無体物を伝達する行為自体が、所有関係の対象と

⁷³ その財産に関する議論の末尾において、ヘーゲルは、所有から契約への移行を発展させている。Id. [71].

なる。さらに、無体物は属地的な制約を受けないので、人格にとって世界的な影響力をもつ財産法を構想することが現実味を帯びてくる。所有権を介することによって、人格は、それと直接関わり合いのある社会や地域の共同体に対して自己の存在を主張することができた。しかし、国際的な知的財産法制度を介することによって、人格は他の社会や他の共同体にまで到達する可能性がある。国際的な財産権の制度が国家間の関係を規制することがありうるなどということは、ヘーゲルは全く予想していなかったであろう。しかし、ヘーゲルの理論はこの種の展開に対する警告を確かに発している。ヘーゲルの体系において、所有は依然として自由の具象化である。というのも、ヘーゲルは明らかに、所有関係は固有の倫理生活をもつ共同体の文脈において生じるものと考えているからである。所有はそうした倫理生活に参加の意を表明する1つの方法である。このことは、芸術や科学に関わる無体物へのアクセスを規制する国際的な財産権の制度には必ずしも当てはまらない。無体物に係る財産権は、国家間の文化取引を促進する。そのような取引が文化の均一化を促すという意味において、当該文化取引は、地域文化の形態ひいては地域共同体を脅かすものである⁷⁴。別の問題も存在する。国際的な財産権の制度が無体物へのアクセスを制限するということは、まさに当該制度が一部の人々をこれらの無体物から切り離す力を有しているということを意味する。こうした分離が生じるのは、人々が、無体物に係る財産権の制度が創出する文化や情報の取引の需要を満たすことができないからである。要するに、国際的な財産権の制度は、地域的に制度化された文化価値の様式を不安定化させる勢力に容易に転化しうるものであり、さらには、創作者をその創作物から引き離すことさえできるものとなるのである。ヘーゲル哲学の用語により即していえば、それは共同体の倫理生活を混乱させ、場合によってはこれを殲滅させる可能性をもったものなのである。

最後にもう一言、ここで論じなければならないことがある。それは、知的財産権は社会制度における貧困や不平等の問題を悪化させる可能性があるという、前述の我々の主張と関連する議論である。マルクスとは正反

⁷⁴ 現代国家の均質化の危険性については、C. Taylor, *Hegel and Modern Society* (Cambridge, 1979), 114-117 を参照。

対に、ヘーゲルは、国家の発展を左右するものとみなした諸々の原則に基づいて、国家の発展の最終結果を予想することはできないとしている。それにもかかわらず、上記でみたように、ヘーゲルは貧困やそれに付随する苦難は、多かれ少なかれ社会生活に随伴する特質であると考えているようである。ヘーゲルの複雑な形而上学は、ヘーゲルの信念をより深く理解する可能性を示唆しており、ヘーゲルの分析に暗示されたこのような理解こそ、我々がいまここで前面に押しだしたいと考えているものなのである。

ロックの政治理論におけるのと同様、ヘーゲルの分析においても、労働は重要な役割を果たしている⁷⁵。世の中の労働は、精神の実現のために必要とされる形態である。ヘーゲルにとって、精神は無知の段階から始まり、発展と実現の段階を通して導かれる。この発展の媒体となるものが、労働、言論、活動といったものである。これらのものを通して、精神は他者に承認されるようになる。このような形で当該形而上学と所有との関連性が生じるのである。既にみたように、所有がなければ、精神はこの世界で生存することや発展し続けることができないのであるから、所有は、個人のレベルでみれば、欲求つまり生存メカニズムであるということが出来る。しかし、所有がこのような方法で機能するためには、それは規範の集合として制度化されなければならない。つまり所有は体系的な性格を有するものにならなければならない。それはロックとヘーゲルがともに法制度に割り当てる任務でもある。所有権は実定法によって公式に定義され、承認される。法の機能は単に所有規範を制度化するにとどまるものではないが、もし所有規範がないとすると集団生活の行き着く先は、自然状態論者が生々しく描写しているような破滅的なものとなるということを前提とすれば、政治理論においてそうした制度化は明らかに法の（あまり強調されてはいないが）第一義的な任務であると考えることができよう。

現代の社会学理論は、法の一般統合機能を強調してきた⁷⁶。ヘーゲルは正確にこの観点から法をみていたわけではないが、ヘーゲルにとって安定的かつ包括的な社会を生み出すメカニズムが重要であったということ、

⁷⁵ ヘーゲルの政治哲学における労働の役割に関する優れた分析として、M. Reidel, *Between Tradition and Revolution* (W. Right tr., Cambridge, 1984), chapter 3 を参照。

⁷⁶ R.B.M. Cotterrell, *The Sociology of Law* (London, 1984), chapter 3 を参照。

我々は知っている⁷⁷。我々がここで提起したい問題は、公式の所有権が法の一般的な社会的統合機能にどのように適合するのかという問題である。なぜなら、この問題に取り組むことによって、我々は所有権が社会において及ぼしうるマイナスの影響についてより深い洞察を得ることができるようになるからである。

一見すると、所有権は、法の一般的な社会的統合機能とうまく調和しないように見える。それは、まさに所有権が自己防衛メカニズムとして分離関係を促進するからである。所有権は我々と同じように他者が行為することを禁止する。それは柵の内部からの物の見方を提示するものでしかなく、外部からの構想を提示するものではない。しかし、抽象的な社会学的図式において統合とは、ある制度が全体として効果的に機能しうよう、当該制度のサブシステムについて行われるべき調整のことである⁷⁸。このような意味で、公式の所有権は統合に寄与するものである。なぜなら、制度化された所有規範が柵の外部にいる個人を含む諸個人に他者の期待に関する情報を提供し、その結果、他者は活動を計画したり予想したりすることができるようになるからである。しかし、所有権は確かに分離関係を伴うものであるから、それは少なくとも、ヘーゲルの国家の倫理生活概念と関わるような共同体の統合に対して危険をもたらす可能性がある。大抵の公式の所有権の制度には、分離関係としての所有権の主張が過度に強くなりすぎないように調整するメカニズムが存在する。というのも、もしそうしたものが存在しなければ、集団生活はますます実現不可能なものとなるからである。ここでいう基本的メカニズムとは、許諾のメカニズムのことであるが、それは法律家によって内在的に検討され、操作されることにより、際限がないといつてよいくらい多様な法的形式となって現れる。例えば、英国の文脈における、採光・通風地役権 (easement of light and air)、時効取得された地役権 (prescriptive easement)、通行権にかかる消極的・積極的地

⁷⁷ Z.A. Pelczynski, 'Hegel's Political Philosophy: Some Thoughts on its Contemporary Relevance' in Z.A. Pelczynski (ed.), *Hegel's Political Philosophy: Problems and Perspectives* (Cambridge, London, 1971), 230, 238.

⁷⁸ 例えば、T. Parsons, 'An Outline of the Social System' in T. Parsons *et al* (eds.), *Theories of Society* (New York, 1965), 40 を参照。

役権、さまざまな種類のライセンスなどである。こうした多種多様な許諾のメカニズムは、社会制度において、所有権が社会生活にもたらす恐れのある壊滅的な効果を制限する作用を果たしているのである。

所有権の統合的な役割は、一定の社会制度において許諾が構築され活用される条件に決定的に依存している。ヘーゲルの分析において暗示されていた構造的な問題は、市民社会の文脈ではこうした条件の実現がますます困難となっているということである。市民社会における諸個人は自己利益によって一般に突き動かされるので、経済的富の真の源泉となるものは知的無体物のコントロールや独占であると市民社会のメンバーに広く認識される場合には、当該許諾メカニズムは所有者の権力の標的となり続けることになる。知的無体物の利用に対する許諾を得ることができるかどうかは、当該無体物の利用に対して対価を支払うことができる能力に依存するようになる。法を通じて多数の新たな財産形態が創出される可能性が広がっているという事実は、社会的統合の任務をはるかに困難なものとする効果を有している。市民社会は、その個人主義的かつ対立的な性質のために、共同体の統合の価値を犠牲にして新たな財産形態の機会を最大限利用する傾向にある。そのことが結果的に貧困問題を解決する方向にプラスに働くなどということは、とても期待できそうなシナリオではない。文化への参加は、これまで以上に知的財産権者への代価の支払いを条件とするようになる。知的財産権は、ヘーゲルの所有に関する体系的な分析枠組みにおかれる場合には、共同体の刺客となりうる力を秘めているということがわかる。

こうした所有と共同体との有害な結びつきは、ヘーゲルの批評家の一人であるマルクスによって、より詳細に追究されている。我々が次章において取りかかるのは、所有と共同体に関するそうしたマルクスの物語である。

結 論

ヘーゲルには、特許について明確に述べるところがあり、知的コモンズの重要性も認識しているけれども、その所有に関する分析は所有とコモンズの関係について探究するといった視点を提示するものではない。ヘーゲルにとって、所有は、個人の意志がその社会的環境においてなす発展の道

程の開始点を具現するものであった。他の財産の形態と同様、知的財産権にも個人の発展において果たすべき役割が存在する。知的財産権の危険性は、市民社会によってそれが利用されるところにある。市民社会は、いったん知的財産権の金銭的優越性を認識するようになると、国家に対し、絶えず知的財産制度を念入りに構築し、究極的には国際的な制度となる制度を創設するよう圧力をかけることになる。既に示したように、このことは個人の共同体の倫理生活を脅かすことになる。科学や文化において見いだされる無体物は、共同体生活においてみられる諸々の相互依存関係の中核にある。市民社会がこうした対象を絶え間なく追い求める結果、さまざまな分離関係や共同体の崩壊を企てる勢力が生まれる。いったん無体物に係る財産権が国際的な制度の一部となると、それは、もはや共同体において自由を可能とする作用を失い、かえって自由を制限するような形で作用し始めるのである。少なくともこうした事態が、この種の制度が迎える結末の1つであることは否めないであろう。